

国立研究開発法人科学技術振興機構次世代研究者挑戦的研究プログラム 令和6年度山梨大学"越境"による拡張型博士人材の育成プロジェクト学生募集要項

本プロジェクトは、国立研究開発法人 科学技術振興機構（以下「JST」という。）の事業「次世代研究者挑戦的研究プログラム（SPRING）」の助成を受けて、令和6年度山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト奨励学生を以下のとおり募集いたします。

1．募集概要

本プロジェクトは、専門や組織、地域や世代を“越境”して自分を磨き、「我が国の科学技術・イノベーション」の発展に寄与し、社会のニーズに対応できる拡張型の博士人材育成を目指すことを目的とする。そのため、本プロジェクトに採用された学生には、研究に専念できる経済支援および多様なキャリアパスを可能にするカリキュラムを提供する。

本募集では、本学博士課程で、既存の枠組みにとらわれない自由で挑戦的・融合的な研究を実施し、将来学術を担う優秀な学生の応募を期待する。

2．募集対象

山梨大学大学院医工農学総合教育部博士課程の専攻に在籍、かつ「4．応募申請資格」の要件を満たす者

3．採用人数

令和6年度10月 2名（予定）

4．応募申請資格

応募申請資格は、募集時点において、「2．募集対象」に規定する学生で優れた研究能力を有するとともに、自身の将来を見通して博士期間におけるキャリアパス支援プログラムへの積極的な参加を希望する以下の要件を満たす者とする。

（1）令和6年10月時点で博士課程に在籍している者

（2）次の（ア）から（カ）のいずれにも該当しない者

（ア）独立行政法人日本学術振興会の特別研究員

（イ）本学や企業等から、生活費相当額として十分な水準（年間240万円以上）で、給与・役員報酬等の安定的な収入を得ていると認められる学生

（ウ）生活費に係る十分な水準（年間240万円以上）の奨学金を得ている学生

（エ）国費外国人留学生制度による支援を受ける留学生、または本国から同等の支援を受ける留学生

（オ）「Coの花フェローシップ」採択者

（カ）休学者及び標準修業年限を超過している者

5．支援期間

支援開始時における博士課程在籍期間に応じて、標準修業年限を上限とするが、毎年度研究成果の報告発表会を行い、その状況によっては支援を取りやめる場合がある。なお、当該年度の政府予算配分により支援が終了となる場合がある。

6．支援内容

博士課程期間において、自由な発想のもとに主体的に研究に取り組む機会やキャリアパス支援に関わるプログラム等への参加機会を提供することにより、将来を担う創造性に富んだ博士人材を育成するため、研究奨励費及び研究費を支給する。

・研究奨励費 月額 16.5 万円（本学の定める日に支給）

・研究費 年額 40 万円

留意事項

予算の状況により研究奨励費および研究費については、変更となる場合がある。

7. 申請手続

申請書類：別紙申請書（様式 1）

様式 1 を記載の上、期限までに教務企画課大学院支援室に

e-mail (inshien-as@yamanashi.ac.jp) 添付にて提出

留意事項

- ・提出する際のメール件名は【博士課程学生支援事業申請】としてください。
- ・提出期限を過ぎた場合は申請を認めません。
- ・メール受領後、翌日中（土日祝日を除く）に受領メールを返信します。受領メールが届かない場合は、速やかに inshien-as@yamanashi.ac.jp までご連絡ください。

8. 申請書の提出期限

令和 6 年 9 月 12 日（木）正午まで（期限厳守）

9. 選考

山梨大学“越境”による拡張型博士人材の育成プロジェクト選考審査委員会において行う。

10. 選考方法及び審査方針

選考は、申請書の内容および研究計画等に関するプレゼンテーション・質疑応答により、以下の（1）から（4）の審査方針に基づいて行う。

- （1）学術の将来を担う優れた研究者になることが十分期待できること。
- （2）自身の研究課題設定に至る経緯やキャリア像が示されており、かつその実現に向けた計画が明確であること。研究計画においては、研究の方法にオリジナリティがあり、自身の研究課題の今後の展望が示されていること。
- （3）研究を含め、自身のキャリア形成などに関する計画を推進する能力が優れていること。
- （4）日本学術振興会特別研究員への申請経験があることも重視する。

11. 選考結果

選考結果は申請者本人及び指導教員に通知する。

12. 支援学生の義務

制度の趣旨に鑑み、以下の義務を負う。

- （1）支援学生に決定後、具体的な研究計画書を提出すること。
- （2）出産・育児に係る中断または傷病を理由とする中断の場合を除き、研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- （3）本学が実施する研究力向上、キャリア支援に関するプログラム等に積極的に参加すること。
- （4）ジョブ型研究インターンシップ推進協議会が実施する「ジョブ型研究インターンシップ」事業へエントリーすること。
- （5）研究活動やキャリア支援に関するプログラムへの参加の状況を定期的に本学に報告すること。
- （6）メンターによる面談を定期的に受けること。
- （7）日本学術振興会特別研究員への申請を行うこと。
- （8）研究活動に際しては、研究費の原資が公的資金であることを十分認識し、関係する法令等を遵守のうえ、不正行為のないよう効率的に研究を実施すること。また、倫理教育に関する教材の通

読・履修を行い、本学において実施する研究倫理教育を受講すること。

13. 支援の取り消し

以下の事由に該当することとなった場合は、研究奨励費及び研究費の支給を停止し、返還を求める場合がある。

- (1) 4. の申請資格を喪失した場合
- (2) 研究計画の遂行状況または 12. の支援学生の義務の履行状況が不十分と認められる場合
- (3) 学生本人から辞退の申し出があった場合
- (4) その他学長が支援を取り消すべき事由があると判断した場合

14. 留意事項

- ・研究奨励費は雑所得として課税対象となり、所得税に関する確定申告が必要となるため、各自が責任をもって確定申告を行うこと。
- ・研究活動に支障がない範囲の T A やアルバイトの賃金、学会からの学術賞等の賞金、有償インターンシップの報酬を受けることは可能。
- ・すでに他の奨学金等の支援を受けている場合、相手側機関の受給要件の確認を行い、当該奨学金等の辞退など適切に対応すること。
- ・4.(2)(イ)における企業等からの十分な生活費相当額は定期的な収入で 240 万円/年を基準とし、収入状況の確認のため、根拠となる書類の提出を求める場合がある。
- ・修了後 10 年間はキャリアに関する追跡調査などの各種調査に協力すること。

15. その他

- ・本事業採択者には、研究活動に専念すること等について、追って誓約書を提出していただきます。
- ・本事業採択者は、JST より直接モニタリング調査等が実施されるため、大学から JST へメールアドレスの提供を行います。また、JST 主催の学生交流会等への参加協力を求める場合があります。
- ・本事業採択者は、本学ホームページにて専攻・コースおよび氏名を公表します。
- ・支援学生選考後、採択学生の指導教員には当該学生に対する教育・指導方針を提出いただきます。様式等については選考結果通知時にお知らせします。
- ・本事業採択者は、独立行政法人日本学生支援機構の特に優れた業績による奨学金の返還免除対象から外れることになります。

(担当) 教務企画課大学院支援室

内線：8042、8271

e-mail inshien-as@yamanashi.ac.jp